

特記仕様書

業務名称

大熊町西大和久地区平面交差点基本設計その他業務

令和 8 年 1 月

独立行政法人都市再生機構 東北震災復興支援本部
福島復興支援部 大熊復興支援事務所

特記仕様書

第1章 総則

1-1 適用

本特記仕様書は、『大熊町西大和久地区平面交差点基本設計その他業務』（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様（平成28年7月版）」（以下「共通仕様書」という。）による。

共通仕様書は閲覧に供する。

1-2 業務対象範囲

本業務の作業範囲は、別紙-1「位置図」に示す西大和久地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設の事業区域内約22.9ha（以下「事業区域」という。）及びその周辺を対象とする。

1-3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の翌日～令和9年3月10日（水）までとする。

1-4 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書1.1.7の定めのほか、説明書に示す条件を満たすものとする。なお、管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、調査職員と協議を行うものとする。

1-5 照査技術者

共通仕様書1.1.8の照査に当たっては、照査技術者を配置するものとし、下記に示す条件のいずれかを満たすものとする。

- 1) 技術士（総合技術監理部門（建設））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 2) 技術士（建設部門（道路または都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 3) RCCM（道路または都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

照査の実施にあたっては、別に定める「土木工事設計照査要領」に基づき実施し、作成した資料は、共通仕様書1.1.8の5項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

1-6 打合せ等

打合せは、共通仕様書1.1.11に基づき、下記の区切りにおいて行うものとす

る。なお、業務着手時と業務完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

また、業務に関する打合せ記録の作成は受注者が行い、速やかに調査職員に提出し、打合せ内容、決定事項に誤りがないことを相互に確認するものとする。

| 項目 | 回数 |
|-----------|----|
| (1) 業務着手時 | 1 |
| (2) 中間時 | 3 |
| (3) 業務完了時 | 1 |

1－7 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、発注者の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について発注者に報告するものとする。

なお、照査技術者による照査の報告は1回を想定している。

1－8 業務計画書

受注者は、業務計画書作成時に共通仕様書1.1.12の2項の定めのほか、屋外で設計業務を行う場合における安全管理について記載する。

1－9 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、共通仕様書1.2.2に基づき設計業務等対象範囲及び周辺の現地踏査を行ない、設計業務等に必要な現地の状況を把握するものとする。

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

1－10 下請負等

- 1) 本業務請負契約書第8条第1項に規定する「主たる部分」とは、共通仕様書1.1.28の第1項に示すとおりとする。
- 2) 本業務請負契約書第8条第3項に規定する「軽微な部分」は、共通仕様書1.1.28の第2項に示すとおりとする。
- 3) 受注者は、本業務請負契約書第8条第3項の規定により業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめその相手方の住所、氏名、下請負等を行う業務の範囲、下請負等の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならぬ。

なお、下請負等の内容を変更しようとするときも同様とする。

1－11 設計業務の成果

本業務の成果品は、共通仕様書1.2.11及び下表によるものとする。

(1) 成果品

| 項目 | サイズ | 成果品数 | | |
|----------------------|-----|------|----|----|
| (1) 報告書及び図面 | A4版 | 製本 | 3部 | 一式 |
| (2) 打合せ記録簿 | A4版 | 製本 | 3部 | 一式 |
| (3) その他調査職員の指示した報告書等 | | | | 一式 |

※報告書の作成及びとりまとめ方について、調査職員と協議すること。

報告書に使用するソフトはWindowsにおける、Word、Excelとし、また、図面作成等については、AutoCadを使用し、報告書及び図面データを電子媒体(CD等)にて提出するものとする。

(2) 電子データ

電子データの作成については、下記基準(閲覧可)による。

- ・都市整備部門の土木設計業務等の電子納品要領(案)(平成16年7月)
- ・都市整備部門のCADによる土木工事図面作成要領(案)(平成16年7月)

1-1-2 個人情報の取扱について

受注者は、当該業務の実施に係る「個人情報の取扱い」については共通仕様書1.1.31によるものとする。

また、「重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項第2条」に定める重要な情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

- (1) 保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。
- (2) 取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。
- (3) 取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。
- (4) 原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

第2章 設計業務

2-1 業務目的

本業務は、西大和久地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業において、令和6年度の事業認可後に生じた整備方針の見直しに伴う一部交差点の基本設計及び関係機関協議等に必要な資料の作成を行うとともに、令和8年度末を目途に実施を予定している一団地事業の都市計画変更・事業計画変更及び都市計画道路の都市計画変更の手続きに必要となる図書の作成や関係機関協議等に必要な資料の作成を行うことを目的とする。

2-2 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は以下のとおりとする。

また、適用基準の最終決定は、自治体及び調査職員との協議による。

(1) 関係法令等

- ・都市計画法
- ・道路交通法
- ・道路法
- ・富岡都市計画区域マスタープラン（平成 16 年 5 月）
- ・大熊町第三次復興計画（令和 5 年 12 月）
- ・その他関係法令

(2) 技術基準等

- ・道路構造令の解説と運用 公益財団法人日本道路協会（令和 3 年 3 月）
- ・土木設計業務等共通仕様書 UR 都市機構（平成 28 年 7 月）
- ・土木工事設計照査要領 UR 都市機構（平成 28 年 7 月）
- ・都市計画決定の手引 福島県（令和 5 年 3 月）
- ・その他

2-3 貸与する技術資料等

本業務で使用するため貸与する技術関係資料は次のとおりとする。

- ・西大和久地区測量業務（令和 6 年 3 月）
- ・西大和久地区詳細検討業務（令和 7 年 3 月）
- ・西大和久地区修正基本設計業務（令和 7 年 3 月）
- ・西大和久地区修正基本設計（その 2）業務（令和 8 年 5 月予定）※履行中
- ・西大和久地区境界確定測量他業務（令和 8 年 2 月予定）※履行中
- ・その他

本業務に必要な機構所有の資料、本条及び前条で機構が貸与する書類は、共通仕様書 1.1.30 守秘義務の対象とする。

2-4 業務内容

(1) 平面交差点基本設計 N=3 箇所

既往業務（西大和久地区修正基本設計（その 2）業務）における道路基本設計の成果をもとに、別紙 1 に示す箇所の平面交差点基本設計を行う。

・設計計画

業務の目的、主旨を把握したうえで、業務計画書を作成するものとする。

・現地踏査

現道、用排水路等の現地状況を把握するものとする。

・平面・縦断設計

交差点形状について、2 案程度の比較案検討と交差点間隔、交差点付近の線形など幾何構造について検討を行うものとする。

・横断設計

20m ごとに標準部、右左折部、変速車線部の設計を行うものとする。

- ・交差点容量・路面表示

想定将来交通量を算出し、これに基づき飽和度を計算するものとする。また路面表示については、変則車線部、右左折部の矢印、横断歩道、停止線、車両の軌跡等の検討を行うものとする。

なお、想定将来交通量の算出にあたっては、既往業務（西大和久地区詳細検討業務）成果の交通量推計資料をもとに、将来交通量配分データの修正及び将来交通量配分の修正を行うものとし、後述する（2）との整合を図るものとする。

- ・設計図

交差点位置図、平面図、縦断図、標準横断図、横断図を作成するものとする。

- ・関係機関との協議資料作成

道路管理者及び交通管理者等との協議資料の作成及び修正（3回程度を想定）を行うものとする。

なお、協議資料は既往業務（西大和久地区詳細検討業務）で作成した地区内の他の交差点の成果と一体で取りまとめるものとし、既往業務成果の修正が必要となる場合には、調査職員と協議の上、契約変更の対象とする。

- ・数量計算（数量計算書作成）
- ・概算工事費の算出
- ・照査

（2）都市計画変更に係る検討及び資料作成

別紙1に示す西大和久地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設および都計道3・5・201佐山沢鈴内線の都市計画変更に必要な検討、関係機関協議資料、説明会を開催するために必要な資料、都市計画審議会の開催に必要な資料、都市計画変更図書の作成を行う。

なお、西大和久地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設については、既往業務（西大和久地区修正基本設計（その2）業務）で作成した土地利用計画変更検討資料や、別途実施する測量業務で作成する変更後の事業地区境界資料をもとに、必要な図面作成を行うものとする。

また、都計道3・5・201佐山沢鈴内線における将来交通量推計資料の作成にあたっては、（1）との整合を図るものとする。なお、交通量推計に係る作業費用については、（1）に含むものとする。

本項目での作業内容は以下のとおり。

- ①都市計画変更に係る協議資料作成
- ②都市計画決定図書資料作成

（3）事業計画変更に係る検討及び資料作成

西大和久地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設の事業認可変更に必要な検討、関係機関協議資料、事業計画変更図書の作成を行う。

なお、資金計画（事業費・年度割）については、既往業務（西大和久地区修正基

本設計（その2）業務）で作成した概算工事費やその他調査職員が提供する資料をもとに取りまとめを行い、変更内容の説明に必要な資料の作成も行うものとする。

- ①事業計画変更に係る協議資料作成
- ②事業計画変更図書作成
- ③実施計画書（変更）作成

第3章 その他

3-1 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

3-2 業務対象箇所への立ち入り

受注者は、現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、共通仕様書1.1.16に基づいて行い、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

3-3 疑義等

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

3-4 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、発注者の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

3-5 提出書類仕様

受注者は、仕様書1.2.12に基づき提出書類作成に当たっては、グリーン購入法の規定に基づく再生紙を使用するものとする。

3-6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

受注者は、共通仕様書1.1.36に基づき適切な対応を図るものとする。

3-7 土木設計業務成績評定について

本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

3-8 ウィークリースタンスの実施について

業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウィークリースタンスを

考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、ウィークリースタンス実施要領（別紙2）に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

3-9 直接人件費算定の目安

技術者の直接人件費算定の目安となる業務量は、標準的な技術者（※）に換算すると概ね158人・日程度

※標準的な技術者は、業務の中心を担う職階として、仕様書に示した内容に対し、上司等の指導の下、経験を踏まえ主体的に一般的な業務を実施できる職階相当を想定。

■位置図

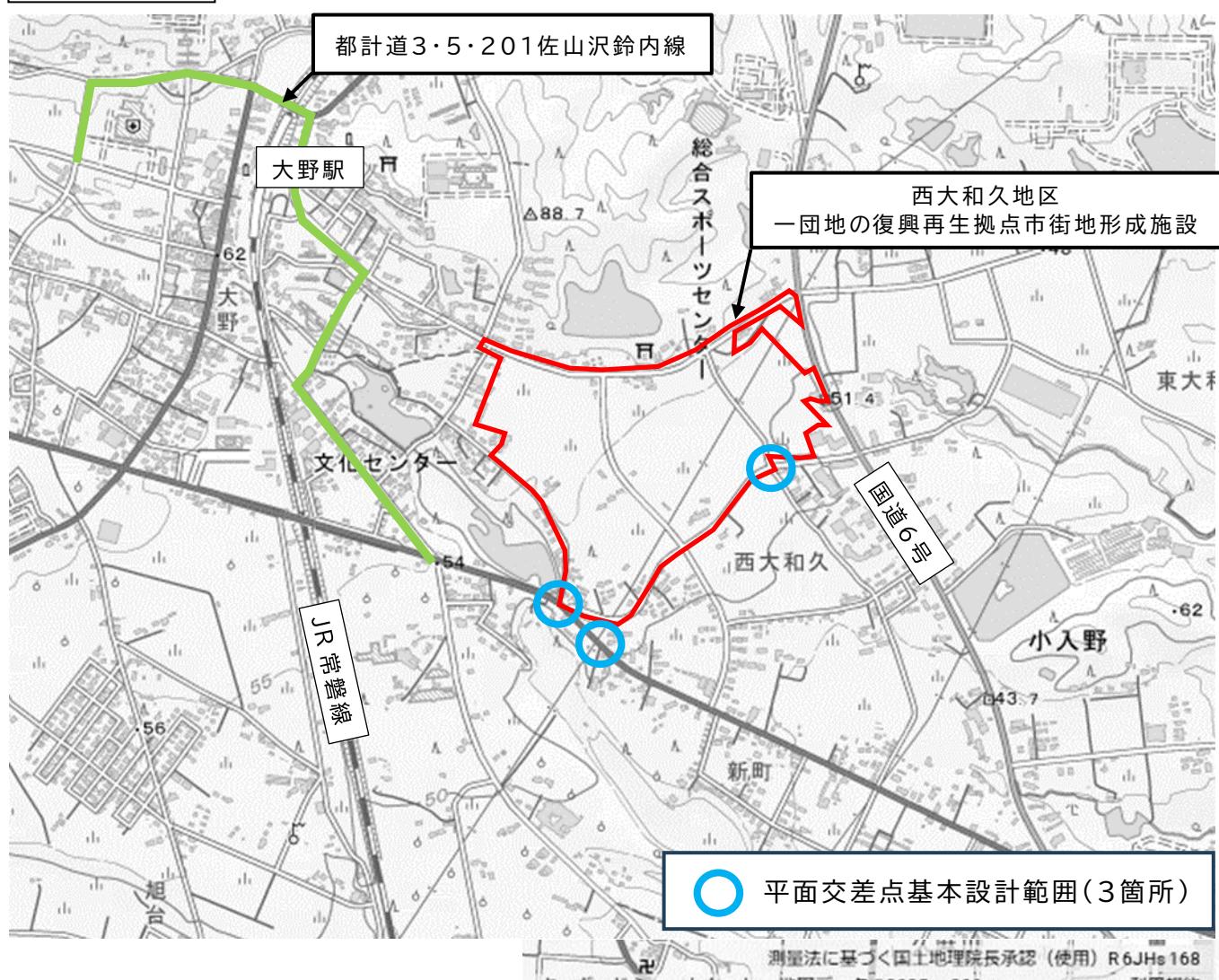


© GeoTechnologies, Inc. 「PL21001」



© GeoTechnologies, Inc. 「PL21001」

■業務範囲図



ウイークリースタンス 実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④昼休みや17時以降の打合せは行わない。
 - ⑤定時間際、定時後の依頼をしない。
 - ⑥その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以上